

平成20年1月24日

各都道府県保険者協議会 御中
医 療 保 険 者 各 位

保険者協議会中央連絡会

集合契約における委任状の提出や契約事務経費の精算について

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、市町村国保の契約スキームを利用する集合契約の成立に向けた準備作業が佳境を迎えていることと拝察致します。

今般、委任状の提出先となる契約代表者が全ての都道府県において決定したことから、契約書の確定に向け、委任状の提出等に関わるスケジュールや、集合契約に参加する保険者による契約事務経費の精算について、本日開催されました第13回保険者協議会中央連絡会において、別添資料のように取り決めましたので、ご案内致します。

各位におかれましては、厳しい時間的制約の中での対応となり大変恐縮ではございますが、別添資料に沿った対応を、宜しくお願い致します。

記

資料については次の2点となります。

別添1 委任状の提出スケジュール

- 全国共通の作業スケジュールとなりますので、必着等の期日については厳守いただくよう、お願いします（期日を過ぎたものについては取り扱わないこととなっているので、ご注意願います）。
- 今回に限り、時間的制約から、一度提出した委任状の撤回は認めないこととなりましたので、この点を含め、資料の注意点を十分ご留意頂き、委任状を提出願います。

別添2 集合契約の準備に要する経費の精算

- 事務量の積算や事務・経費等の分担の考え方については、昨年9月下旬にご案内しており、これらに沿って進めて頂いていることと思いますので、経費の立替についても早急に整理願います。
- 経費の分割方法についても、混乱・トラブルが生じないように、昨年9月下旬に全国共通ルールとしてご案内しておりますので、これに沿ってお願いします。

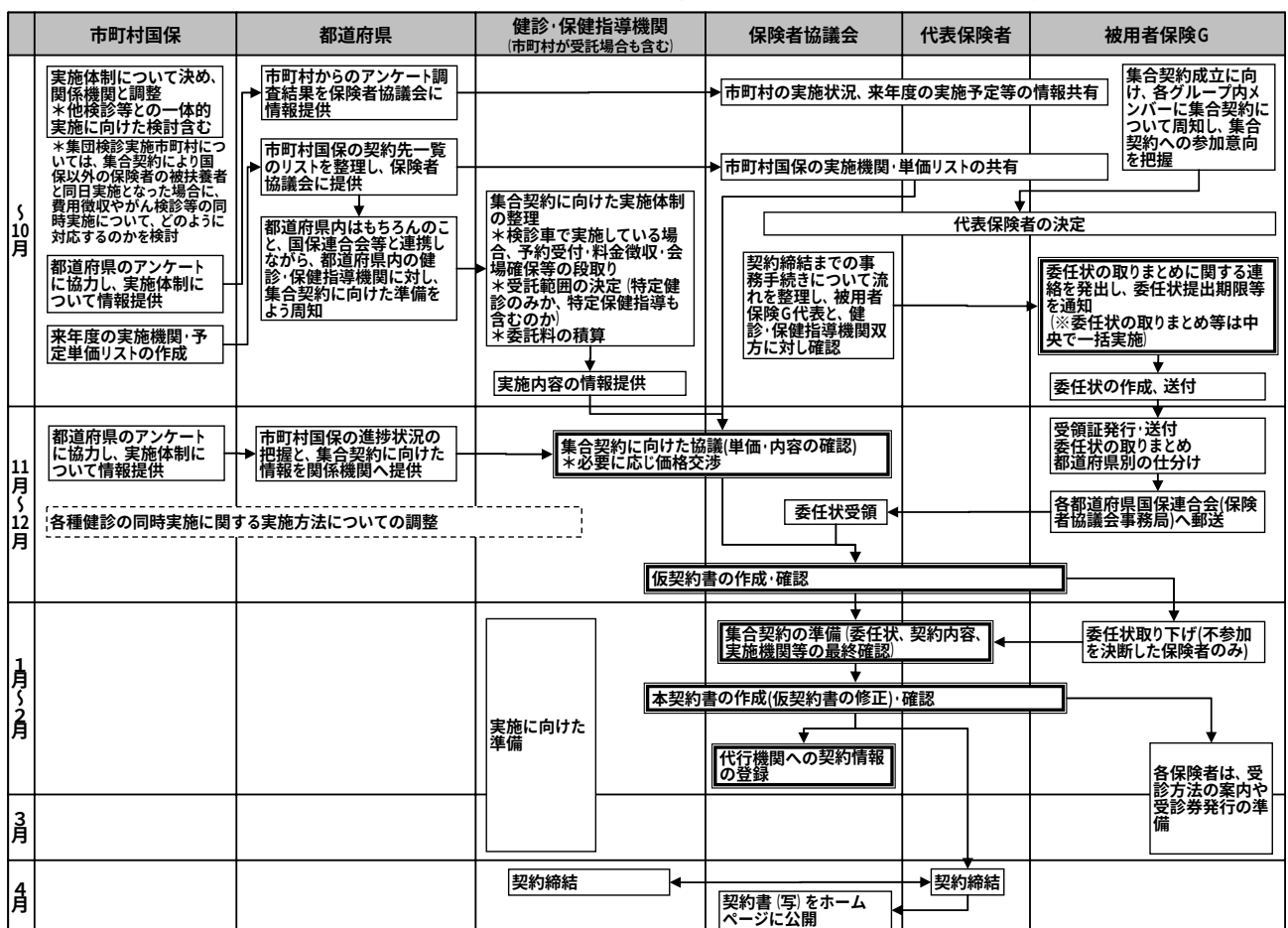
以上

委任状の提出スケジュール

平成20年 1月24日
保険者協議会中央連絡会

- 国保ベースの集合契約における委任状の提出に関するスケジュールについては、11～12月頃の予定として案内していたところ（下図）。
 - しかし、委任状の提出先である各都道府県における契約代表者の決定が遅れていたために、各保険者における委任状の作成・提出が遅れている。
 - 今般、全都道府県での契約代表者が固まったこと、2月中には契約書の確定が必要なことから、平成20年度分の国保ベースの集合契約における委任状の提出に関するスケジュールに限り、次ページのとおりとする。
- ※なお、平成21年度分以降は、当初案内どおり（下図）の11～12月頃の予定で進める方向。

【参考：当初案内のスケジュール(平成21年度分以降はこれで定期化)】



実施方法や実施者について、今後検討が必要な事項

1. 委任状作成等に関わる日程（平成 20 年度契約分）

- 項番 5 の「2/22(金)までに必着」が厳守できれば、各保険者団体の中で項番 1～4 の期限を、必ずしも下表のとおりでなくてもよいこととする。
- 今回はスケジュールが非常に厳しいことから、事務処理の短縮化等のため、一度提出した委任状の取り消し（取り戻し）は認めないものとする。
- 必着等の期日については厳守とし、期日を過ぎたものについては取り扱わないこととする。

	作業項目	実施者	期限
1	委任状の作成	各保険者	～2/10(日)頃まで
2	委任状のとりまとめ団体(中央の保険者団体)への一括送付 ※政管は契約代表者へ直送		2/13(水)までに必着
3	受領証(委任状を受領した都道府県のリスト等)の作成、保険者への送付 ※保険者団体によっては省略する場合もあり	とりまとめ団体 (中央の保険者団体)	2/13(水)～ 2/22(金)
4	内容チェック(不備があれば保険者に再送依頼) 都道府県別への仕分け、リスト(当該都道府県に委任状を出す保険者の一覧)の作成 ※保険者リストは、事務の省力化のため、契約書のひな型ファイルにある「委託元保険者一覧表」ファイルを使用し作成 ※併せて経費精算用に、リスト掲載の各保険者の 40～74 歳の加入者数もリストに追加		
5	各都道府県の保険者協議会宛に当該都道府県分の委任状の束とリストを一括送付		2/22(金)までに必着
6	契約書への委任状提出保険者名等の転記 (受領したリストファイルから貼り付け)	各都道府県の集合 契約参加保険者	2/25(月)～ 2/29(金)
7	契約書ファイルの内容確認(メール配布)		3/3(月)
8	契約書の内容確認(不備があれば契約代表者に修正依頼) ※各保険者にて実施することは負荷が大きい上、時間もかかることから、保険者からの一任で保険者団体において一括チェックが理想	とりまとめ団体 (中央の保険者団体)	3/3(月)～ 3/14(金) ⇒修正完了・確定
9	契約書の最終確定	各都道府県の集合 契約参加保険者	3/17(月)
10	契約書の印刷・製本		(3月下旬)

2. 各都道府県の集合契約参加保険者等による集合契約書の確定

- 上記、契約書の「甲」側の確定と並行して、3月17日の確定、及びそれ以降の印刷製本に間に合うよう、「乙」側たる実施機関一覧表や単価表の確定に向け、実施機関等との協議・調整を終えられたい。
- なお、実施機関等との協議・調整においては、委託基準の遵守や機関番号の取得について、契約書の確定までに間に合うよう、注意喚起願いたい。

【参考】委任状作成等に関わる作業（平成 19 年 12 月 7 日 第 12 回中央連絡会資料 5-3 から抜粋・加筆）

（１）委任状の作成（各保険者）

- 集合契約に参加を希望する都道府県（保険者協議会）の契約代表者宛の委任状（ひな型は厚生労働省ホームページ(※)に手引きの付属資料 10 として掲載）を、必要な都道府県分だけ作成し押印。

※<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info03d-4.doc>

- 委任状のとりまとめ先への一括送付の関係上、各保険者が必要と考える都道府県の契約代表者（委任状の宛先）が決定(※)し、必要な全ての委任状が作成できるまでは、送付できない。

※厚生労働省「集合契約に関する各種資料」ホームページに最新版を掲載

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info03f.html>)

- 集合契約への参加を判断するために、各市町村国保における契約単価を把握したい保険者は、自らの所属する中央の保険者団体（健保連等）から情報を入手(※)する。

※各都道府県から保険者協議会に提供されている実施機関リストを、各保険者団体にて保管し、関係の保険者間に限って共有することを想定（例：健保なら健保連イントラネット内等）

※なお、国保の契約単価はあくまで判断の一助・参考であり、委任状の提出期限内で把握できる情報で判断する必要がある。

※今回については、契約代表者の決定と同様、契約単価の参考情報についても全てが出揃うまで参加の判断を待つスケジュール的余裕がないこと

※集合契約における契約単価は必ずしも市町村国保の契約単価どおりにならず、契約書のセットの段階で確定するため、今回のスケジュール上は、委任状の提出が先行せざるをえないこと

（２）委任状のとりまとめ（各保険者団体）

- 各保険者(※)は、作成した委任状を、各都道府県の契約代表者宛に直送するのではなく、一旦、自らの所属する中央の保険者団体（健保連等）に一括送付。

※政管は、各都道府県の社会保険事務局が各都道府県の保険者協議会事務局（国保連合会）に直送

- 保険者の本部が立地する都道府県の契約代表者への委任状や、参加する保険者協議会への契約代表者への委任状についても、直接その都道府県の保険者協議会に送付するのではなく、自らの所属する中央の保険者団体（健保連等）に送付。

（３）委任状の分類・送付（各保険者団体）

- 各保険者団体は、各保険者から一括送付されてきた委任状を都道府県別に仕分けし、内容の不備をチェック。
- 不備がある場合は、保険者に再送を依頼、修正版受領後不備のあるものを廃棄し差し替え。
- 不備がなければ、各都道府県の保険者協議会(※)に、当該都道府県の集合契約に参加する全ての保険者の委任状を一括送付。併せて参加する保険者のリスト（保険者名や加入者数が一覧表となった電子ファイル）も送付。

※各都道府県の保険者協議会事務局である国保連合会に送付。国保連合会は、集合契約に向けた保険者の事務作業の支援の一環として、住所を貸す。

(4) 契約書への転記（各都道府県の集合契約参加保険者）

- 各都道府県の集合契約における事務作業を分担して行う県内の保険者が、保険者団体から送付のあった委任状を開封、内容のチェック、保管に向け整理。
- 契約書（ひな型は厚生労働省ホームページ(※)に手引きの付属資料4として掲載）の委託元保険者一覧表に、委任状を提出した保険者を転記（各保険者団体から受領したりストファイルから貼り付け）。

※<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info03d-3.doc>

- 契約書の必要事項を全てセットでき次第、委任状を提出した全ての保険者団体(※)に契約書案をメール等で送付し、抜け等がないか確認を依頼。

※今回は時間的余裕がないので、各保険者に送付し確認を依頼することは負荷が大きい上、時間もかかることから、保険者団体が各保険者から一任を取り付け、保険者団体にて一括チェックする。

(5) 契約書セット案の確認（各保険者団体※）

※今回は時間的余裕がないので、各保険者に送付し確認を依頼することは負荷が大きい上、時間もかかることから、保険者団体が各保険者から一任を取り付け、保険者団体にて一括チェックする。

- 各保険者団体は、受け取った契約書セット案をチェックし、抜けがないか確認し、問題があれば指摘。

~~○ 併せて、契約内容・単価等を確認し、最終的な参加の可否を判断。最終的にセットされている単価等により参加を取りやめる場合は、その旨、契約代表者に連絡し、委任状の返送を依頼。~~

※今回はスケジュールが非常に厳しいことから、事務処理の短縮化等のため、一度提出した委任状の取り消し（取り戻し）は認めないものとする。

集合契約の準備に要する経費の精算

平成20年 1月24日
保険者協議会中央連絡会

1. 問題の所在

- 国保ベースの集合契約における契約書のセットに要する諸経費については、昨年9月に作業量・経費の積算方法とその分担ルール、中央の保険者団体を通じた精算の仕組みまでは整理済み。
- しかし、実際に経費を立て替えてから参加保険者からの精算が完了するまでにタイムラグが発生する（年度を超える場合も考えられる）ことに対し、
 - ①立て替えている者にとって、キャッシュフロー上問題はないのか
 - ②立て替えている者にとって、年度をまたぐことは会計処理上の問題はないのか
 - ③参加保険者は、精算費用の予算を確保できているのか（支払えるのか）という実務上の問題が残っている。

2. 実態・状況等

①各都道府県での立替の実態

- 経費の支出について検討中の都道府県（保険者協議会）が多い。
 - ⇒準備作業の遅れの裏返しであることから、準備作業の加速が必要
 - ⇒検討・決定の一助として、本資料により全国ルールやスケジュールを早急に示す必要
- 既に実態として、契約代表者や、決済口座を貸す等事務作業を支援している国保連合会が立て替えている（あるいは立て替えを予定している）県がある。

②立替に関する制約

- 政管健保（社会保険事務局）は、会計法令上、確定した経費について契約を締結し精算することしかできない（立て替えることはできない）。また、精算のための契約においては精算先の法人格の問題がある。

③予算確保の状況

- 今年度予算での措置できる保険者も少なくないが、平成20年度予算での経費措置および精算を希望する保険者が多数派となっている。

④精算期限

- 立て替えている者が希望する精算時期は不明だが、一般的には、立て替えている費用は平成19年度会計のはずなので、平成19年度会計で処理できる時期まで（最も遅くとも出納整理期間中）が期限であると考えられる。

3. 精算に関する統一ルール

①前提となる立替ルール

- そもそのルール上、各都道府県保険者協議会において関係の保険者が協議調整の上、諸々の役割を分担して行うこととなっていることから、関係者にて協議調整の上、立て替える者を決める。

[参考：調整における考え方]

- 一義的には、契約代表者とならなかった者(複数可)が分担するのが妥当。
- 但し、精算までの数ヶ月間、資金繰り上、立替が可能な者(複数可)で分担するという点での考慮も必要。
- 他県の実態に倣い、決済口座を貸す等事務作業を支援している国保連合会での立て替えも期待される。

②精算のスケジュール

- 契約書の確定する平成 20 年 3 月 17 日頃には、各都道府県保険者協議会における契約事務に関する担当が、契約事務に要した総経費を確定し、各保険者への請求額を算定。
※各保険者への請求額は、昨年 9 月に示している全国共通ルールにより、参加保険者数割りと参加保険者の加入者数割りを 2：8 で組み合わせることとなっている。
※算定に必要な各保険者の加入者数については、中央の保険者団体が委任状の束を送付する際に添付する参加保険者リストのファイルに格納されていることから、これを活用する。
- 平成 20 年 3 月 22 日(金)までに、各都道府県保険者協議会から中央の保険者団体に請求リスト（各保険者別請求額及びそれらを合計した保険者団体としての総請求額）を送付。
- 精算時期（中央の保険者団体から各都道府県国保連合会の決済口座への振込）は平成 20 年 4 月 22 日(月)から 4 月 26 日(金)までの間に完了する。
- 中央の保険者団体が傘下の各保険者の立替を行うかは各団体の判断とする（先に保険者団体が精算後に傘下保険者へ請求、先に傘下保険者から徴収後に精算、いずれでも可）
- 精算金を処理する会計年度は、各保険者で都合の良い方を選択する（平成 19 年度会計で処理し 4 月に出納する、平成 20 年度会計として早速 4 月に出納する、いずれでも可）。
- 経費を立て替える者は平成 19 年度会計にて精算が可能であるが、平成 20 年 4 月下旬まで現金が入らないことに留意し、当該時期まで立替可能な者が立て替えることとする。